

こ成母第 362 号
令和 5 年 12 月 22 日

こども家庭庁成育局母子保健課長決定

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
の一部改正について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（令和 5 年 6 月 12 日こ成母第 100 号こども家庭庁成育局母子保健課長決定）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。

【別添】新旧対照表

改正後	改正前
<p>はじめに (適用) (略)</p>	<p>はじめに (適用) (略)</p>
<p>(用語の定義) 本ガイドラインにおいて用いる用語の定義について示す。</p>	<p>(用語の定義) 本ガイドラインにおいて用いる用語の定義について示す。</p>
<p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p>
<p>(9)管理条件 こども家庭庁が、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した競争的研究費等の交付継続の条件。</p>	<p>(9)管理条件 こども家庭庁が、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した競争的研究費の交付継続の条件。</p>
<p>(本ガイドラインの構成と留意点) (略)</p>	<p>(本ガイドラインの構成と留意点) (略)</p>
<p>第7節 こども家庭庁による研究機関に対するモニタリング等及びこども家庭庁、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方 (略)</p>	<p>第7節 こども家庭庁による研究機関に対するモニタリング等及びこども家庭庁、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方 (略)</p>

2 具体的な進め方

(こども家庭庁、配分機関、機関が実施すべき事項)

(1) 実態把握のためのモニタリング

(略)

(2) 措置のためのモニタリング等

ア～イ (略)

ウ こども家庭庁が有識者による検討も踏まえ、上記ア、イの調査の結果において機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合は、当該機関に対して、こども家庭庁は以下の1)の措置を講じ、その結果を受けて、配分機関は2)及び3)の順に段階的な措置を講じる。また、こども家庭庁は調査結果及び措置の状況を公表する。

ただし、こども家庭庁が機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は機関における体制整備の不備による不正と認定した場合は、必要に応じて、段階的な措置によらず、こども家庭庁が1)を講じると同時に、配分機関は2)の措置を講じることとする。

なお、措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。

1) 管理条件の付与

こども家庭庁は、機関に対し、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件を付す。また、こども家庭庁は、管理条件の履行状況について毎年度フォローアップ調査を実施し、調査結果を機関及び配分機関に通知する。

2) 間接経費の削減

配分機関は、こども家庭庁がフォローアップ調査の結果において、管理条件の履行が認められないと判断した場合は、当該機関に対する競争的研究費等における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。

間接経費措置額の削減割合については、フォローアップ調査の結果に応じて、段階的に引上げ、上限を間接経費措置額の15%とする。

3) 配分の停止

間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においてもこども家庭庁が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、当該機関に対する翌年度以降の競争的研究費等の配分を停止する。

エ (略)

2 具体的な進め方

(こども家庭庁、配分機関、機関が実施すべき事項)

(1) 実態把握のためのモニタリング

(略)

(2) 措置のためのモニタリング等

ア～イ (略)

ウ こども家庭庁が有識者による検討も踏まえ、上記ア、イの調査の結果において機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合は、当該機関に対して、こども家庭庁は以下の1)の措置を講じ、その結果を受けて、配分機関は2)及び3)の順に段階的な措置を講じる。また、こども家庭庁は調査結果及び措置の状況を公表する。

ただし、こども家庭庁が機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は機関における体制整備の不備による不正と認定した場合は、必要に応じて、段階的な措置によらず、こども家庭庁が1)を講じると同時に、配分機関は2)の措置を講じることとする。

なお、措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。

1) 管理条件の付与

こども家庭庁は、機関に対し、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件を付す。また、こども家庭庁は、管理条件の履行状況について毎年度フォローアップ調査を実施し、調査結果を機関及び配分機関に通知する。

2) 間接経費の削減

配分機関は、こども家庭庁がフォローアップ調査の結果において、管理条件の履行が認められないと判断した場合は、当該機関に対する競争的研究費における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。

間接経費措置額の削減割合については、フォローアップ調査の結果に応じて、段階的に引上げ、上限を間接経費措置額の15%とする。

3) 配分の停止

間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においてもこども家庭庁が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、当該機関に対する翌年度以降の競争的研究費の配分を停止する。

エ (略)

(実施上の留意事項)

- ① (略)
- ② 間接経費措置額の削減割合の基準については、別紙に定める。

第8節 こども家庭庁及び配分機関による競争的研究費等における不正への対応

機関が告発等を受け付け、配分機関が機関から調査の可否の報告を受けた際は、機関に対して当該事案の速やかな全容解明を要請し、機関から提出される報告書等を踏まえ、当該機関に対して改善を求めることが必要である。また、本ガイドラインでは、研究費の管理は機関の責任において行うこととしているため、こども家庭庁及び配分機関は、競争的研究費等における不正を確認した場合は、研究者だけでなく、機関に対しても措置を講じることとする。

(配分機関が実施すべき事項)

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 配分機関は、調査の過程であっても、機関から不正の一部が認定された旨の報告があった場合は、必要に応じ、不正を行った研究者が関わる競争的研究費等について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。

- (4) ~ (5) (略)

(実施上の留意事項)

- ①~⑤ (略)
- ⑥ 間接経費措置額の削減割合の基準については、別紙に定める。
- ⑦ (略)

(実施上の留意事項)

- ① (略)
- ② 間接経費措置額の削減割合の基準については、文部科学省が別に定める基準を準用することとする。

第8節 こども家庭庁及び配分機関による競争的研究費等における不正への対応

機関が告発等を受け付け、配分機関が機関から調査の可否の報告を受けた際は、機関に対して当該事案の速やかな全容解明を要請し、機関から提出される報告書等を踏まえ、当該機関に対して改善を求めることが必要である。また、本ガイドラインでは、研究費の管理は機関の責任において行うこととしているため、こども家庭庁及び配分機関は、競争的研究費等における不正を確認した場合は、研究者だけでなく、機関に対しても措置を講じることとする。

(配分機関が実施すべき事項)

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 配分機関は、調査の過程であっても、機関から不正の一部が認定された旨の報告があった場合は、必要に応じ、不正を行った研究者が関わる競争的研究費について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。

- (4) ~ (5) (略)

(実施上の留意事項)

- ①~⑤ (略)
- ⑥ 間接経費措置額の削減割合の基準については、文部科学省が別に定める基準を準用することとする。
- ⑦ (略)